

令和2年9月30日

関係者 各位

株式会社レナウン

半期報告書の提出期限延長のお知らせ

株式会社レナウンは、令和2年9月30日付で、関東財務局長より半期報告書の提出期限延長の承認を受けましたので、下記の通りお知らせします。

記

1 対象となる半期報告書

第17期（令和2年12月期）半期報告書（自令和2年1月1日至令和2年6月30日）

2 延長された半期報告書の提出期限

- ・本来の提出期限（第17期上半期会計期間終了後90日以内）

令和2年9月30日

- ・延長が承認された提出期限（第17期上期会計期間終了後365日以内）

令和3年6月30日

3 提出期限延長を必要とする理由

令和2年5月15日に東京地方裁判所から当社は民事再生手続開始決定が発令され、再生債権者様の権利の変更などを規定する再生計画案の提出期限は同年8月17日と定められておりました。

当社は、再生計画案の策定のため、再生手続開始直後からスポンサーの選定手続を進めており、その結果、当社事業を評価いただいた複数のスポンサー候補者から意向表明書を受領しましたが、支援条件等についてスポンサー候補者から適切な評価を受けるべく、継続的な協議・交渉を重ねている状況のため、具体的な支援の実現までには相応の期間を要する見込みであることから、東京地方裁判所の決定により、当該提出期限が令和3年2月17日まで伸長されております。

このように再生計画案の提出および再生計画案の可決・認可確定までまだ時間がかかることから、半期報告書提出期限までに財務諸表の作成ができないため報告書提出期限の延長が必要となりました。

4 今後の見通し

当社は令和3年2月17日までに再生計画案を裁判所に提出する予定であり、再生計画案が認可確定後、延長後の期限である令和3年6月30日までに半期有価証券報告書を提出する見込みです。

以上